

(返還)

第10条 奨学金及び奨励金の支給を受けた者が、当該年度中に休学若しくは退学したとき又は懲戒若しくは除籍処分を受けたときは、支給額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(他の奨励金との関係)

第11条 この規程に基づく奨励金の支給を受けた者が、独立行政法人日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費を同一年度で重ねて受給することはできない。

(改正)

第12条 この規程の改正は、学生委員会の発議に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日施行の「学習院女子大学外国人留学生に対する奨学金及び奨励金支給規程」は、この規程の施行日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

学習院女子大学外国人特別推薦留学生に対する奨励金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学（以下「本学」という。）に在籍する外国人留学生のうち外国人特別推薦留学生入学試験により入学を許可された者（以下「外国人特別推薦留学生」という。）に対する奨励金の支給に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 奨励金は、外国人特別推薦留学生の学問・勉学の奨励を目的とする。

(奨励金)

第3条 奨励金は、当該年度の納付金相当額とする。

(決定)

- 第4条 1年次の奨励金受給者の決定は、入学試験の成績等に基づいて国際交流推進委員会が審査し、運営委員会の議を経て、学長が行う。
- 2 2年次以降の奨励金受給者の決定は、春学期入学者は前年度の学業成績に基づいて、秋学期入学者は前年度の秋学期の学業成績及び当該年度の春学期の学業成績に基づいて、国際交流推進委員会が審査し、運営委員会の議を経て、学長が行う。

(発表)

- 第5条 1年次の奨励金受給者決定の発表は、入学試験の合格通知と共に行う。
- 2 2年次以降の奨励金受給者決定の発表は、掲示により行う。

(支給)

- 第6条 奨励金の支給は、次の各号のとおり行う。
- 一 1年次の奨励金は、春学期及び秋学期入学者とも入学時に年額を一括して支給する。
 - 二 2年次以降4年次までの奨励金は、当該学年の最初の授業料納付時に年額を一括して支給する。

(返還)

第7条 奨励金の支給を受けた者が、当該年度中に休学若しくは退学したとき、又は懲戒若しくは除籍処分を受けたときは、奨励金相当額を返還しなければならない。ただし、その全部又は一部を免

除することがある。

(他の奨学金との関係)

第8条 この規程に基づく奨励金の支給を受けた者が、次に掲げる奨学金等を重ねて受給することはできない。

- 一 安倍能成記念教育基金奨学金
- 二 学習院奨学基金
- 三 学習院奨学金
- 四 学習院女子大学外国人留学生に対する奨学金及び奨励金
- 五 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- 六 独立行政法人日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費

(改正)

第9条 この規程の改正は、国際交流推進委員会の発議に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

学習院女子大学協定留学生宿舎費補助に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学（大学院を含む。以下「本学」という。）が、協定留学生に対し、宿舎費の一部を補助することにより、宿舎の確保が円滑に行われることを目的とする。

(協定留学生の定義)

第2条 この規程において、「協定留学生」とは、本学学則第41条第1項第1号及び本学大学院学則第37条第1項に定める留学生をいう。

(宿舎の定義)

第3条 この規程において、「宿舎」とは、協定留学生が入居契約の当事者として本学以外の者と締結し、かつ、当該契約に基づいて入居する全ての宿舎をいう。

(宿舎費の範囲)

第4条 この規程において、「宿舎費」とは、入居契約に基づいて協定留学生が毎月支払う費用のうち、宿舎の使用にかかる部分として入居契約に定められた額をいう。

(補助金及び除外事項)

第5条 宿舎費の補助額（以下「補助金」という。）は、1カ月につき、次のとおり定める。

| 宿 舎 費 | 補 助 金 |
|-----------------|---------|
| 月額が50,000円未満の場合 | 宿舎費の全額 |
| 月額が50,000円以上の場合 | 50,000円 |

2 前項の補助金については、月の途中に入居又は退去した場合において、その入居期間が16日未満であるときは、前項の補助額の2分の1とする。